



島根県報

平成28年9月16日（金）

第2,836号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中小企業課）	3
港湾施設の概要の一部改正	（港湾空港課）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	5
---------	---------	---

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	6
--------------------------------------	--------	---

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定 する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲の廃止	（警察本部）	6
--	--------	---

【正 誤】

平成22年12月24日付け島根県報号外第207号中	（医療政策課）	6
---------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第573号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
カトウ薬局	出雲市今市町316-7	平成28年8月31日

島根県告示第574号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、法による介護支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社カトウ ファーマシー	出雲市今市町316-7	居宅療養管理指導	カトウ薬局	出雲市今市町316-7	平成28年9月1日
有限会社カトウ ファーマシー	出雲市今市町316-7	介護予防居宅療養 管理指導	カトウ薬局	出雲市今市町316-7	平成28年9月1日

島根県告示第575号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成28年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
岡本 仁	形成外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	平成28年8月31日
福原 寛之	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成28年8月31日
山形 真吾	内科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成28年8月31日
前本 遼	外科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成28年8月31日

島根県告示第576号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 9 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町森山463-2、475、484、488-1、489-5、1317、1319-1、1334、1336、1338（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 9 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店 島根県出雲市今市町259番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社みよしや 代表取締役 三吉 庸善 島根県出雲市荒茅町4105

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

16,140平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成28年 8 月10日

2 届出年月日

平成28年 9 月 7 日

島根県告示第578号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所において公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4 安来港の表を次のように改める。

4 安来港（地方港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 〔 図面対象 番 号 〕	数 量	能 力
水域施設	航路	－6.0m航路	A－1－1	90m×120m	－6.0m
		－5.0m航路	A－1－2	60m×150m	－5.0m
	泊地	－6.0m泊地	A－2－1	57,920㎡	－6.0m
		－5.0m泊地	A－2－2	9,750㎡	－5.0m
		港内泊地	A－2－3	50,000㎡	－4.0m
		－2.0m泊地	A－2－4	300㎡	－2.0m
外郭施設	防波堤	北防波堤	B－1－1	80m	
		南防波堤	B－1－2	57m	
		防波堤	B－1－3	35m	
	護岸	油壺護岸	B－5－1	231m	
		十神山1号護岸	B－5－3	284m	
		駅前護岸	B－5－4	314m	
		取付護岸	B－5－5	38m	
		C護岸	B－5－6	38m	
		防波護岸	B－5－7	37m	
		南防波堤取付護岸	B－5－8	130m	
		西海岸護岸	B－5－9	110m	
		B護岸	B－5－10	55m	
		A護岸	B－5－11	1,130m	
		日立護岸	B－5－12	302m	
		十神山2号護岸	B－5－13	183m	
		北防波堤取付護岸	B－5－14	20m	
	離岸堤	潜堤	B－11－1	1,030m	
	水門	A門扉	B－9－1	7 m	
		B門扉	B－9－2	5 m	
	こう門	C門扉（防潮扉）	B－10－1	7 m	
係留施設	岸壁	－5.0m岸壁	C－1－1	70m	－5.0m
		－6.0m岸壁	C－1－2	105m	－6.0m
	物揚場	－4.0m物揚場	C－6－1	160m	－4.0m
		－2.0m物揚場	C－6－2	20m	－2.0m
		－4.0mけい船岸	C－6－3	45m	－4.0m

		−2.5m物揚場	C−6−4	55m	−2.5m
		−4.0m物揚場	C−6−5	141m	−4.0m
		−4.0m物揚場	C−6−6	79.7m	−4.0m
	船揚場	上架レール式船揚場	C−7−1	29.3m	−2.0m
臨港交通施設	道路	臨港道路	D−1−1	7 m×1,427m	
		臨港道路	D−1−2	7 m×408.3m	
		臨港道路	D−1−3	7 m×527.9m	
		十神大橋	D−5−1	9 m×199m	
航行補助施設	航路標識	亀島灯台	E−1−1−1	1 基	
		南防波堤灯台	E−1−1−2	1 基	
		灯浮標	E−1−2−1	1 基	
		導浮標	E−1−2−2	1 基	
		導浮標	E−1−2−3	1 基	
		導浮標	E−1−2−4	1 基	
		導浮標	E−1−2−5	1 基	
		簡易標識	E−1−2−6	1 基	
		簡易標識	E−1−2−7	1 基	
		簡易標識	E−1−2−8	1 基	
		簡易標識	E−1−2−9	1 基	
		灯浮標	E−1−2−10	1 基	
		簡易標識	E−1−2−11	1 基	
保管施設	野積場	内港野積場	H−2−1	4,520㎡	
		新港野積場	H−2−2	16,715㎡	
船舶役務用施設	給水施設	船舶給水施設	I−1−1	1 式	
廃棄物処理施設	廃棄物理立護岸	廃棄物理立護岸	K−1−1	568.8m	
港湾環境整備施設	海浜	養浜	L−1−1	90,000㎡	
	緑地	緑地B	L−2−1	1,130㎡	
		緑地A	L−2−2	2,593㎡	
		緑地C	L−2−3	1,100㎡	
		緑地D	L−2−4	2,000㎡	
港湾管理施設	港湾管理事務所	安来港管理所	N−1−1	721㎡	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 9 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間

平成28年 8 月 26 日から同年11月30日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月 16 日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第21号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表犯罪による収益の移転防止に関する法律の部第8条第3項の項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同部第14条の項中「第14条」を「第15条」に改め、同部第15条第1項の項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同部第16条の項中「第16条」を「第17条」に改め、同部第17条の項中「第17条」を「第18条」に改める。

別表犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の部中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第106号

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（平成28年島根県公安委員会告示第60号）は廃止し、平成28年10月1日から施行する。

平成28年 9 月 16 日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

正 誤

平成22年12月24日付け島根県報号外第207号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
25	様式第18号中	臨床研修	後期研修